

醸造酢の日本農林規格における使用可能な添加物

醸造酢の日本農林規格（制定 昭和54年6月8日農林水産省告示第801号）

醸造酢の規格 CODEX STAN 192 3.2 に適合する添加物

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。ただし、米黒酢にあっては一切使用していないこと。

1 調味料

L-アスパラギン酸ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、
L-グルタミン酸ナトリウム及びコハク酸二ナトリウムのうち3種以下

2 酸味料

クエン酸、DL-酒石酸（ぶどう酢に使用する場合に限る。）及び乳酸のうち2種以下

3 着色料

カラメルⅢ（果実酢以外のものに使用する場合に限る。）

2026.8.20更新

※ 上記以外の添加物の使用を希望する場合は、一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会に申し出をする事。
申し出があった添加物に関しては、全国食酢協会中央会が農林水産省等と協議の上、適当と認められた場合は
上記の表の改正を行う。